

(別紙1)

天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業 協定書

大阪市天王寺区役所（以下、『甲』という。）及び_____（以下、『乙』という。）は、公共施設において小・中学生を対象に塾等の課外授業を実施することで、天王寺区内の小・中学生の基礎学力の向上及び教育環境の充実を図るため「天王寺区 民間事業者を活用した小・中学生学習支援事業」を実施するにあたり、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記の各条項によって公正な協定を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本協定書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、実施期間中の各年度に細則を定め、その各事項に従って、日本国の法令を遵守し、本協定書に定めた内容を忠実に実施する。

（協議等の書面主義）

第2条 本協定書に定める協議、報告、及び解消は、書面により行わなければならない。

（実施場所）

第3条 本協定書に基づき乙が実施する事業（以下、「本事業」という。）について、実施場所は細則に定める会場とする。

2 会場の管理方法については、別途細則にて定め、乙は善良なる管理者の注意をもって管理を行うこととする。

3 第1項の会場については、原則として甲が用意するものとする。

（事業内容）

第4条 本事業の事業内容については、細則によるものとする。細則の定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（事故の報告義務等）

第5条 乙は、本事業実施中に事故が発生した場合は、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告する。また、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なくその詳細及びその後の具体的な事故防止策についての報告を、甲に提出する。

2 前項の事故が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損、紛失等（以下「漏えい等」という。）の場合には、乙は、本事業を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じる。なお、本事業中止の期間については、甲と協議の上、決定する。

3 第1項の事故により、以降の本事業の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、甲及び乙は、速やかに問題の解決にあたるとともに、事業進行に与える影響を最小限にするよう努める。

(個人情報等の保護に関する責務)

第6条 乙は、本事業の実施にあたって個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護法、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例、本協定書及び細則の各条項を遵守し、その漏えい等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じる。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、本事業により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本事業を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(改善請求)

第8条 甲又は乙は、本事業の実施につき著しく不相当と認められるときは、互いに改善を求めることができる。

(実施報告)

第9条 乙が本事業の実施に際して甲に報告する内容については、本協定書で定めるもののほか、細則で別に定める。

(細則の変更)

第10条 甲と乙は、本事業を行うにあたり、次の各号のいずれかの事項が判明した場合は、協議し、双方合意の上、細則の訂正又は変更を行う。

- (1) 細則に誤謬がある、あるいは表示が明確でないこと
- (2) 細則に明示されていない実施条件について、予期できない特別な事情が生じたこと

(事業の中止及び協定の解消)

第11条 甲又は乙は、2か月前に文書で通知することによって、本協定書を解消することができる。ただし、当事者は、相手方に重大な違反があると認めた場合は、通知又は催告をすることなく、即時に本協定書を解消することができる。

2 前項の規定により本協定書を解消した場合において、必要な事務処理等については善良なる管理者の注意をもって行うこととする。

3 第1項の規定により本協定書を解消した場合において、事業の受講者から損害にかかる申し出があるときは、解消を申し出た者が責任をもって対応するものとする。第1項ただし書きによる解消の場合には、違反した者が責任をもって対応する。

(実施期間等)

第 12 条 本協定書の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

2 本事業の実施期間、会場の使用時間については、細則に基づき、甲と乙が協議して定める。

(実施期間の変更方法)

第 13 条 実施期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、変更後の実施期間の
末日については令和 12 年 3 月 31 日までで定める。

(臨機の措置)

第 14 条 甲と乙は、細則において災害時の対応をあらかじめ定め、互いに通知しておく。

(協議)

第 15 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定める。

以上を証するため、協定書 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
大阪市
協定書締結担当者
天王寺区長

印

乙

印